

大山崎町バリアフリー協議会第3回会議要旨

○ 日 時：平成19年1月31日（木） 10:00～12:00

○ 場 所：大山崎ふるさとセンター3階ホール

○ 出席者：

（委員）飯田克弘会長、阪本広副会長、森田肇、小泉興洋、並川正和、葛谷重直、尾崎光年、小西和子、中野史子、石田易司、春名幸一（代理：上出和幹）、中川元宏、上床隆司、笠松俊夫、吉川孝司、中野隆文、岡本良行（代理：澤田正昭）、杉本明子、勝瀬光裕、長谷川彰男、山田繁雄、塚本浩司、高田正治各委員

（オブザーバー）平山哲男、下畑賢治

（事務局）矢野雅之、蛭原淳、中村茂樹

○会議次第

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事録の確認等について

【事務局より議事録の確認等について説明】

（事務局）

前回の議事録は去る1月8日付けで配布させていただき、修正の有無について照会させていただいた。その結果、一箇所において、発言者のお名前が誤っていたため、修正を行った。具体的な箇所については、別紙をご参照いただきたい。

（会長）

発言内容には変更はないということなので、議事録の内容について皆様のご承認を得たということによいか。

（委員）

一箇所指摘しておきたい。議事録5ページ目の中ほど、「地区の面積が400㎡・・・」となっており、400haの誤りである。

（会長）

それではご指摘頂いた点について修正した議事録について、第二回議事録のご承認いただくということによいか。

（委員一同）

異議なし。

3. 議 題

(1) タウンウォッチングの結果報告について

【事務局より素案6章について説明】

(会長)

今説明のあった報告内容について、指摘事項と異なるといった問題点がありましたらご指摘いただきたい。当日頂いた意見をすべて掲載しているものではなく、集約を重ね代表的な意見として示しているものであり、不十分な表記となっていることも考えられるので、その点を考慮いただいて、ご指摘いただければと思う。

(委員)

信号機は音響式信号機への改良が必要なものなのか。それとも、必ずしも音響式信号機への整備を行う必要はないのか。

(事務局)

視覚障害者が円滑に移動できる経路を確保するには音響式信号機の整備が望ましいと考えられる。しかしながら、音響式信号機は住宅地内においては騒音ともなることから、周辺住民らの理解を得たうえでの整備を図っていく必要があると考える。

(会長)

音響式信号機の整備については、各市町村の基本構想でそれぞれ異なっている。所管警察署との協議や、周辺住民との合意が得られるかなど、複雑な条件が整う必要があるためではないか。ただ、意見としては、指摘の通りであり、整備の必要性については、後の整備方針に関する章で検討する。

(委員)

表現について質問であるが、「直通の電話はなく、急用の場合に利用できる電話は高槻駅にしか通じない」とは、駅のホームに電話がないということなのか、外部から大山崎駅に直接につながる電話がないということなのか。

(事務局)

駅の外部から駅へ連絡をしようとした場合に、高槻駅の電話に直接通じる状況で、大山崎駅へ通じる電話番号がないということである。

(委員)

券売機についても確認したいのだが、「ボタンの中には車いすでは手の届かない位置にある」とはどのような意味なのか。

(事務局)

写真の状況からもわかるように、車いす使用者は、液晶パネルに配置されたボタンを押すことが難しいため、券売機からの購入が困難となっている。

(委員)

日本語として不十分な表現となっているので、意味がわかるような文章へと修正していただきたい。また、他のページでも不十分な表現となっている箇所があると思われるので、再度、見直していただきたい。文章の表現だけでなく、「インターロッキング」といった専門的な用語については注釈を打つなどした方がよい。

(事務局)

今回の素案には間に合わなかったが、今回の案を提出する際には、参考資料として用語説明なども添付しておきたい。

(副会長)

駅の電話に関して意見を申し上げたい。以前は長岡天神駅にも直通電話が設置されていたが、最近では設置されていないようである。直通電話がないと、何かあったときに、連絡を取りたいと思っても取れないため不便を感じる。業務の効率化などの理由から撤廃されているのだろうが、もう一度、復帰を検討していただくことはできないのか。

(委員)

大山崎駅では駅員の人数が少なく、直通電話を配置しても対応できないことが多くなる。高槻駅など、現在、直通電話が設置されている駅においては、駅員も複数おり電話の対応も可能な駅であるので、大山崎駅に関する内容であっても連絡してもらえば対応できる。また、直接駅で対応が必要な場合であっても、大山崎駅で人員が足りなければ、高槻駅から対応に駆けつけることも可能である。現在のところ、電話を設置している駅は、十分な対応が可能な人員確保ができる駅に限っているのでご了解いただきたい。

(副会長)

J R 山崎駅も直通電話が5年ほど前に廃止され、長岡京駅や向日町駅との連絡となった。多忙な時間帯など十分な対応ができない場合もあるとは思いますが、町民の利便性に配慮いただき再設置をお願いできればと思う。

(会長)

近年は、インターネットの普及などにより情報が得やすくなったという背景などもあろうかと思う。ただ、バリアフリー整備においても言えることは、完璧なハード整備を実現することは難しく、足りない部分は心のバリアフリーや人手で補っていくことが重要である。この点については、本基本構想でも共通の考え方として認識していただければと思う。

時間の都合上、先に進めたいので、次は、1章から3章までの説明を事務局からお願いしたい。

【事務局より素案の1章～3章について説明】

(会長)

1章及び2章は法律の内容を解説した章と上位関連計画との整合を確認する章となっている。3章は、アンケート結果及びヒアリング結果の概要を示した章となっているが、ご意見等あればお願いしたい。なければ、後ほど発言の機会もあるので、何かあればお願いしたい。続いて、第4章の説明を事務局からお願いしたい。

【事務局より素案の4章について説明】

(会長)

事務局から説明のあった4章について、現時点でご意見等あればお願いしたい。

(委員)

町の総合計画で設定されている将来像は、自然環境や歴史環境に主眼を置いた将来像が設定されており、バリアフリーの考え方とは矛盾する概念である。例えば、茶室のバリアフリー化を図るといってにじり口を取り除くことはできないであろうし、天王山の頂上まで舗装をするようなこともしないと思う。つまり、本基本構想の基本方針としては、総合計画等の将来像を大切にしながらも、高齢者や障害のある人たちにとって住みやすいまちづくりへとつなげるものとする必要があるのではないかと。基本方針で挙げている項目で、自然環境や歴史環境への言及がなければ、町の将来像へとつながりにくいのではないかと。基本方針のひとつとして、自然環境や歴史環境へのバリアフリー化においてどの辺りが接点となるのかを明確にしておけば、町の将来像へと矛盾なくつながっていくのではないかと。重点整備地区の構想では、自然環境や歴史環境の議論を抜きにした整備方針が書かれるのだと思うが、町全域の整備を考えた場合、自然環境や歴史環境とバリアフリーの関係は重要なものだと思う。

(会長)

本基本構想の目標案への導出には、1段落目に記載されている大山崎町第三次総合計画の将来像を実現する施策大綱のひとつ「笑顔とふれあいのある健康福祉のまちづくり」を、2段落目に記載されている都市計画マスタープランの将来都市像を実現する「住民すべてが生涯に渡って心豊かに暮らせるまちづくり」の目標を受けて、これらを実現するバリアフリーの目標としてこの目標が立てられるのではないかとという展開になっている。しかし、確かに自然や歴史が強調されている総合計画や都市計画マスタープランの将来像に対し、本基本構想の目標はやや飛躍した内容となっているので、個人的にはもう少し書き下した表現とした方がわかりやすいのではないかと。思う。

(委員)

私も自然へのバリアフリー化が必要だとは思っていない。ただ、実際にハード整備の目標を立てていくときには、どこまで整備すればよいのかという疑問が出るのではないかと。中には、山の上まで整備を進めてほしいというご意見が出るかもしれず、本基本構想においては、基本方針として、どこまで自然環境や歴史環境を考慮した整備とするのかを明確にしておいた方がよいのではないかと。思う。例えば、歴史文化財のある施設においては、文化財等を保護しながら、人手によるバリアフリーを実施していくなどの趣旨を明記し、豊かな自然や歴史的資源については、ハード整備を行うのではなくそのまま残していくということを明確に記載しておいた方がよいと思う。

(会長)

素案の70ページにおいて、「文化財や観光等におけるバリアフリー化」という項目が設けられており、今ご指摘頂いた内容が示されていると思う。委員のご指摘では、ここに記載しているよりも、基本方針の段階で明確にしておく必要があるということか。

(委員)

ここにある記載で説明がつくのであれば問題はない。

(会長)

今のご指摘については、基本方針の中で記述しておく方がよいのか、また、現在のような記述がよいのかを、他の事例も研究しながらよい表現方法を検討したい。

(委員)

言葉の使い方について質問したい。「目標」や「基本方針」という言葉が何を意味しているのかということなのだが、今回の「目標」はやや理念的な目標となっている印象がある。私の考えている「目標」とは達成できるものであり、本素案で掲げている「目標」は達成の確認ができないものなので、目標とは意味が異なるのではないかと懸念しているのだが、どなたかご意見いただければと思う。

(会長)

今まで提出されている基本構想においても、同様の表現である「目標」が掲げられており、さらにこの「目標」を実現していくため、その考え方を示した基本方針が示されているところである。本基本構想素案においても、具体的な達成状況を確認していけるものとしては、24 ページに示されている6つの取り組み内容が個別目標となるのではないかと懸念している。本基本構想素案における「目標」とは、この6つの基本方針を導き出すためのスローガンのものとして掲げられている。

(事務局)

交通バリアフリー基本構想の時代には、「目標」とは移動等円滑化が最大の目標であったことから、移動をスムーズにできるまちづくりといった意味合いの目標が掲げられることが多かった。しかし、バリアフリー新法では、より広範なバリアフリーへの対応が求められる内容となっており、心のバリアフリーへの対応などについても強く求められるようになったことから、本基本構想素案における「目標」については、やや理念的な、ソフトな目標とした。

(委員)

例えば、「健康な体を手に入れる」という目的を掲げたとして、基本方針を「運動を定期的に行う」、「規則正しい食事をする」などとし、具体的な達成目標を3ヶ月後に体重を5kg減量するといった計画を立てたとする。そして、また、この目標を達成するためには7,000歩/日以上歩くという目標を定めるとする。このような例であれば、目標が明確になっており、達成したのかどうか明確に判断できる目標と言えるのではないかと懸念している。本基本構想素案で掲げている「目標」が目標としてふさわしいものなのかご検討いただきたい。

(事務局)

「目標」という言葉の捉え方の相違によるものではないかと思う。本基本構想素案において用いている「目標」とは、目指すべきものとしての意味合いで設定しており、バリアフリーのまちづくりが目指すべき将来像といった意味合いのものである。

(会長)

具体的な目標としてはあくまでも24ページの基本方針であると思う。ただ、これらの基本方針を個別に取り組んでいくものではなく、これらの方針を束ねる目標として、23ペー

ジの基本構想の目標が必要となる。本素案での「目標」は提案であり、あまりに理想的すぎて基本方針と結びつかないのであれば、議論のうえ修正していくことも可能である。ただ、本日の議論で解決を図る必要はないため、基本構想で用いられている言葉などを全体的に見直ししながら、改善案について検討したい。

【事務局より素案の5章について説明】

(会長)

概ね、前回協議会の内容となっているが、追加整理されている36ページから39ページを中心にご覧いただければと思う。何か質問等あればお願いしたい。

(委員)

阪急新駅が立地することにより、徒歩圏内に新たな特定旅客施設ができるということは明らかである。38ページ(6) その他地区周辺の計画と整合を図る経路の文中「供用後の地区内における交通形態を見極めながら、整備の方向性について検討します」との表現では、できてから検討を始めるということになる。これは非常にもったいないことではないかと思っており、計画が現在進行中の中で、阪急新駅の計画に合わせた整備を行っていけば効率的な整備が図れるのではないかと考えられる。

(会長)

阪急新駅の構想が具体的に公表されていれば、本基本構想素案にもその内容を反映した表現としていくことができるのだが、現段階では、本基本構想素案の表現とならざるを得ないのではないかと考えられる。

(委員)

重点整備地区に設定された地区とそうでない地区によって、その対応が異なってくるのであれば、現段階で重点整備地区に設定しておかなければならないのではないかと。重点整備地区は既存の施設等について改善を図っていくところのみが対象となり、新設されるものを対象として含むことができないのか。できてからでは手遅れなのであって、今計画が動こうとしている中で、調整を図っていくことが重要であると思う。

(委員)

新駅ができることによって、新駅を含んだ重点整備地区の設定も考えられ、本素案で設定されているA、B、C以外の経路の設定も考えられる。このような状況の中で、重点整備地区の選定要件のうち効果要件の「実施可能性や集中的・効果的な事業実施の可能性」について判断しかねるというところから、本素案の表現とならざるを得ないのではないかと印象を受ける。慎重すぎるというご指摘もあろうかと思うが、基本構想を見直していくという中で、今後より整備効果を高めていくような検討もあると思われる。新駅が設置されることにより駅の圏域を見直していく必要性もあるが、現段階では十分な検討が行える状況ではないと考えている。

(委員)

それでは、提案させていただきたいのだが、38ページ(6) その他地区周辺の計画と整合を図る経路の文中「供用後の地区内における交通形態を見極めながら、整備の方向性について検討します」の部分を「計画の進行と一体的に、整備の方向性について検討します」へ

と変更していただくということでご検討いただきたい。

(副会長)

本協議会としても町としても、大山崎町バリアフリー基本構想が絵に描いたもちで終わらないように積極的に取り組んでいくことが重要である。

(会長)

私は、阪急新駅等の周辺整備計画の一部に関わっており、現在、地元住民の皆様と事業者との協議が始まろうとしている段階である。そのような流動的な状況でもあるので、ご提案頂いた表現への修正が可能かどうかについては、慎重かつ前向きに検討させていただきたい。

(オブザーバー)

37 ページの中段、(3) 生活関連経路(案)において、生活関連経路とは生活関連施設相互間を結ぶ経路であることから、区間は、生活関連施設の名称で示すよう修正していただきたい。

(会長)

確かにご指摘の通り、施設間の表記にする必要があると思うのだが、実際の区間を示した現在の表現がわかりやすい場合もあるので、施設名との併記というのは可能なのか。

(オブザーバー)

併記としてもかまわない。

(委員)

34 ページの J R 山崎駅前広場が示されているが、35 ページでは図面上に表記されていない。また、駅前広場も道路と一体的にバリアフリー化を図っていく必要があると考えられるため、34 ページの該当箇所の表現を修正いただきたい。

(事務局)

J R 山崎駅前広場は町道大山崎円明寺線に含んでいるため、④番に含む表現としたい。

(副会長)

J R 駅前広場では、大山崎山荘の来訪者の増加に伴い路面等の傷みが大きくなっており、修繕等の費用が増大傾向にある。できれば J R から支援を頂ければありがたい。

(委員)

38 ページ(6)に関連する意見であるが、前回の協議会では、役場から北側の西国街道等についての問題は、別途考えていくという結論で終了している。円明寺地区の住民としては、別途の位置づけを期待しており、今後、改めて地区住民の意見をとりまとめようと考えている。

(会長)

時間も残り少なくなってきたので、先に進めたい。事務局より、7章及び8章についてまとめてご説明をお願いしたい。

【事務局より素案の7章及び8章について説明】

(会長)

まず、確認を行いたい。J R 山崎駅及び駅前広場においては、町としての案を作成中であり、協議は始められていないとのことであるが、他の事業者様との協議は終了しており、今回の整備方針案が提出されていると考えでよいのか。

(事務局)

8章は、事業者と協議を行ったうえ取りまとめたものであるが、今回は素案であり、本協議会での意見や、パブリックコメント等における意見について、必要に応じて再度、事業者と協議を進めさせていただくものである。

(会長)

事務局の説明があったように、素案に対する意見はパブリックコメント終了後まで受け付けられており、本章においても今後更なる意見を反映していくべきものである。本日は、会議終了時間を超過している状況であり、議論の時間をじゅうぶん確保できない状況であることから、どうしても意見を述べる必要があるものについてご意見を頂ければと思う。

(副会長)

56 ページの J R 山崎駅の整備方針について意見を述べたい。「橋上化を含め」との記載があり、橋上化を含めて検討していると思われるが、個人としては反対である。橋上化を図ってもバリアフリー化が実現するというものでもないであろうし、目標として掲げていただくのはよいが、実現性の点で疑問が残り、あまり望ましいものではないと考える。

また、63 ページに記載のある⑨の道路は町道 1 号線のことであるので、その旨を明記した方がわかりやすいので修正を願いたい。

(会長)

本日中に、詳細な方針内容について議論することができないため、重大な誤り等があれば、指摘いただきたい。また、その他の修正については、パブリックコメント等から出された意見と合わせながら最終的な案へととりまとめていければと考えている。

(委員)

文言の使い分けについて、確認したい。「推進」と「促進」はどのように使い分けているのか。また、53 ページにおける整備目標年次は、中期が平成 23 年～平成 28 年となっており、6 年間となっているのだが、口頭の説明では 5 年間と説明があったことから真偽を確認しておきたい。

次に駅に関して質問をしたい。まず、駅の整備方針案についてであるが、阪急大山崎駅は具体的な記述があるものの、J R 山崎駅は橋上化の事情から具体的な記述をしていない。しかし、阪急の整備目標の中には J R の整備目標となるべきことも多く見受けられるので、J R の整備方針と整備目標についても再考の必要があると思われる。

さらに、橋上化に関連して、J R 山崎駅は、山崎駅の駅舎ができた当初より残されている建築物で、歴史のある駅舎である。そのため、歴史文化財に該当すると考えるならば、バリアフリー整備が困難な施設となってくるとも考えられる。この点について、現段階の考えをお聞かせいただければと思う。

最後に町建築物の整備方針が示されているが、中央公民館は、旧館と新館があることから、整備目標は旧館と新館の別を示したうえで記載されているように見受けられる。このことか

ら、古い建築物については整備を積極的に進めることは考えていないように受け止められるのだが、既に費用対効果的な観点から、投資的に整備を進める施設とそうでない施設といった優先順位を検討した結果があるのかという点について確認したい。

(事務局)

「推進」は、主体自らが推し進めること、「促進」は、他主体に働きかけ進めることといった使い分けを意図している。また、整備目標年次については、口頭での説明が誤りであり、短期が3ヵ年となっていることから、中期をその倍数の6ヵ年としたものである。

駅舎が歴史性については、JR山崎駅が歴史的な建造物であるという認識は持っているものの、宝寺踏切における安全性や通行利便性の確保の必要性から南北自由通路の設置によるバリアフリー化を重点的に考えていくとの考えである。

また、町公共施設の問題については、町施設の老朽化が全体に進んでおり、現在、財政計画と合わせて全体的な施設計画について作成中である。

(会長)

老朽化が相当進んでいる施設については、耐震補強等の改築などの検討も行っているのかご回答いただけるとありがたい。

(事務局)

保育所、小中学校等の児童・生徒が利用する施設等を優先に必要性について検討している。

(委員)

53 ページの短期、中期の表現はいつまでに実施するかが明確になっているのだが、長期は期限がなく、実現の目途が立たない設定となっており、実際の取り組みを行わないとの誤解を与える可能性もある。本素案では、前向きに様々な取り組み内容について記述しているのだから、長期についてももう少し前向きな表現などできないのか。

(事務局)

例えば、既存建築物においてバリアフリー整備を図っていくには、構造上の検討を要する整備内容も多くあり、詳細な検討をなしに期間を明言することができない。

(会長)

補足させていただくと、本基本構想に示されなければ、今後整備の対象となる可能性も低いと考えられる。長期的な位置づけであっても、協議の上、基本構想の中に記されるということに一定の意義があるのご理解いただきたい。

(委員)

基本構想が策定された後、道路などで整備が進められたとしても、駐停車車両等により整備の効果が十分に得られない状況なども考えられる。駐車場等の整備の問題について記載しておくことはできないのか。

(事務局)

駐車場等の整備については、バリアフリー新法の枠組みで整備を行っていくものではなく、都市計画的な観点からも検討をしていく必要がある。

(委員)

実際法律上はそのような枠組みとなっているのかもしれないが、生活をしていく上では、ハード的な整備がなされたとしても、障害物が路上に放置されるなどして、車いす利用者が通ることができないといった問題が生じる恐れがある。バリアフリー新法の枠組みとは別でも整合を図りながら整備の可能性について検討いただきたい。

(会長)

どこまでの対象範囲を検討していけるかについては、協議等の兼ね合いもあるものの、9章において対応できていない内容については、変更を検討していきたい。

現時点で予定の時間を超過しており、退席の必要がある方もおられると思うので、本日の協議会の議論は8章までとしたい。9章においては、本協議会の議論を踏まえると、多分に変更となることもあるため、再度検討後、大山崎町バリアフリー基本構想(案)へ向けた取りまとめを行ってきたい。

引き続き協議会にご参加いただける方は、事務局より手短に9章の説明を行いたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

【事務局より素案の9章について説明】

(会長)

本日も指摘頂いた内容について、9章においても一定の記載がなされているものが多いが、本日の多数の委員の方々からのご指摘を受けて、より強調された表現へと修正を行ってきたい。なお、本章においては、指摘を受けての変更点が多くあるため、議論等は省略させていただく。

(3) その他

(事務局)

2月15日から3月14日の期間においてパブリックコメントの実施を予定している。また、第2回町民懇話会を実施し、第1回町民懇話会の参加者に再度お集まりいただき、本基本構想素案に関するご意見をいただく予定としている。また、頂いたご意見については、パブリックコメント同様の取り扱いとしたい。

なお、第4回協議会の日程については、パブリックコメント等で頂いた意見を整理する期間が必要となることから、勝手ながら3月末を目途として、皆様方に改めて日程を通知させていただきたい。

(副会長)

次回の協議会が最後の協議会となるのか。今後の見通しについてお聞かせいただきたい。

(事務局)

第4回協議会で提出させていただく予定の構想案について、ご審議をいただき、大山崎町バリアフリー基本構想を確定したいと考えている。ただ、本協議会については、恒常的に設置される機関であるため、委員の皆様方には、任期が2年となっていることから継続して本協議会にご協力をお願い申し上げたい。

(副会長)

本素案に対して今意見を申し上げておかなければ反映は行われないのか。

(事務局)

2月15日からパブリックコメントを開始することとしていることから、一定の準備期間を差し引いたうえで、ご意見を承ることは可能であるので、本日の協議会終了後であっても、速やかにご意見をいただいた場合には、内容について会長と協議の上、反映の有無を検討していきたい。

(副会長)

では、今、手短かに意見を申し上げたい。トイレの問題についてであるが、公衆トイレは現在のところ、JR山崎駅と山崎聖天の下ったところの2箇所しかない。できれば、北側の地区にも設置していただくか、他の施設のトイレを一般利用者も使いやすいような仕組みづくりを検討いただきたい。

(委員)

いずれの協議会とも10時からの開始であり、本協議会においては、時間が不足となった。今後の協議会においては、協議内容に見合った会議時間の設定をお願いしたい。

以上